

(注意)

1. 入替理由を表面にくわしく書き入れられない場合は、別途添付してください。
2. 世帯全員の住民票（続柄記載のもの）又は外国人の方は登録原票記載事項証明書（2号様式）を添付してください。
3. 満15歳以上の方については、次の収入を証明する書類を添付してください。
申請月が2月から7月までの場合
 - ① 給与収入のある方は、「給与所得の源泉徴収票」
 - ② 事業収入のある方は、税務署受付印のある「確定申告書（控）」、または税務署で発行する「納税証明書（その2 所得金額用）」
 - ③ 年金収入のある方は、日本年金機構発行の「公的年金等の源泉徴収票」※ 申請月が1月、及び8月から12月までの方は、収入申告時の資料で収入を確認するため、収入を証明する書類の提出は原則的に不要です。
ただし、申告後に転退職等により収入に変動があった場合は、下記の書類を提出してください。
 - ① 給与収入がある方は、事業所印等のある「給与支払証明書」等
 - ② 自営業のうち、開廃業された方は、税務署受付印のある「開廃業等届出書」及び「毎月の収支計算書」（開業の場合のみ）
 - ③ 新たに年金を受給された場合は、直近の「年金振込通知書」等
 - ④ 収入申告時に給与収入があり、現在無職の方は、退職したことを証明する書類
4. 入替の理由を証明する診断書、または事情を証明する書類を添付してください。
5. 入居者及び同居者が、大阪市営住宅条例を遵守すること及び暴力団員でないことの誓約する書類並びに入居者及び同居者が暴力団員に該当するか否かについて本市が調査を行うことに同意する書類を添付してください。
6. 収入超過者として認定されている場合は、入替できません。

表面の「特別控除」欄について

入居者（名義人）、同居者又はその扶養親族に、下記の項目に該当する方がいる場合は、特別控除が受けられます。

- | | | | |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 1 老人控除対象配偶者（70歳以上） | 控除額10万円 | 4 障害者 | 控除額27万円 |
| 2 老人扶養親族（70歳以上） | 控除額10万円 | 5 特別障害者 | 控除額40万円 |
| 3 扶養親族（16歳～23歳未満） | 控除額25万円 | 6 寡婦（夫） | 控除額27万円 |
- （その所得金額が27万円未満の場合は、その金額）